

秋田県公報

目 次

秋田県地域活性化対策基金条例(一・財政課)……………	4
秋田県障害者自立支援臨時対策基金条例の一部を改正する 条例(一・障害福祉課)……………	5
秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例(三・健康推進課)…	6
地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立に伴う職員の内 継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例(四・県立病院改 革推進室)……………	7
秋田県消費生活相談臨時対策基金条例(五・安全・安心ま ちづくり推進課)……………	8
秋田県産業廃棄物対策基金条例(六・環境整備課)……………	9
秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金条例(七・雇用労働 政策課)……………	11
秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例(八・雇用労働政策 課)……………	12
秋田県保育所整備等臨時対策基金条例(九・幼保推進課)…	13

この号で公布された条例のあらまし

- ◇秋田県地域活性化対策基金条例(秋田県条例第一号)
- 1 県内各地域の活性化に資する事業に充てる資金として、秋田県地域活性化対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)
 - 2 基金として積み立てる金額は、予算で定めることとした。(第二条関係)
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、又は最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することとした。(第三条関係)
 - 4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第四条関係)
 - 5 知事は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は歳入に繰り入れて運用することができることとした。(第五条関係)
 - 6 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとする。知事は、基金に属する現金を預け入れ、又は信託している金融機関等に保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と預金等に係る債権を相殺するために基金を処分することができることとした。(第六条関係)
 - 7 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇秋田県障害者自立支援臨時対策基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二号)
- 1 題名を秋田県障害者自立支援等臨時対策基金条例に改めることとした。
 - 2 秋田県障害者自立支援臨時対策基金(以下「基金」という。)の設置の目的に、福祉及び介護に係る人材の確保等を加えることとした。(第一条関係)
 - 3 基金の設置期限を平成二十四年三月三十一日(現行平成二十二年三月三十一日)に延長することとした。(附則第一項関係)
 - 4 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

- 1 市町村が行う妊婦健康診査に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県妊婦健康診査臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)
 - 2 基金として積み立てる金額は、予算で定めることとした。(第二条関係)
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、又は最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することとした。(第三条関係)
 - 4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第四条関係)
 - 5 知事は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は歳入に繰り入れて運用することができることとした。(第五条関係)
 - 6 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとする。知事は、基金に属する現金を預け入れ、又は信託している金融機関等に保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と預金等に係る債権を相殺するために基金を処分することができることとした。(第六条関係)
 - 7 施行期日等
(一) この条例は、公布の日から施行することとした。
(二) この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。
- ◇地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例(秋田県条例第四号)
- 1 地方独立行政法人秋田県立病院機構の成立の日において当該法人の職員となる者が現に所属する県の内部組織は、秋田県立脳血管研究センター(事務部を除く。)及び秋田県立リハビリテーション・精神医療センター(事務部を除く。)とすることとした。(第一条関係)
 - 2 秋田県病院事業使用料等徴収条例(昭和二十九年秋田県条例第四二号)及び秋田県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第四八号)を廃止することとした。(第二条関係)
 - 3 秋田県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年秋田県条例第三八号)について、所要の規定の整備を行うこととした。(第三条関係)
 - 4 施行期日等
(一) この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとし

た。
(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

(1) 秋田県職員定数条例(昭和二十四年秋田県条例第二四号)

(2) 秋田県職員定数条例の一部を改正する条例(昭和四三年秋田県条例第五号)

(3) 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)

(4) 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六三年秋田県条例第三号)

◇秋田県消費生活相談臨時対策基金条例(秋田県条例第五号)

1 県及び市町村が行う消費生活相談等の事務に関する臨時の事業に要する資金に充てるため、秋田県消費生活相談臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる金額は、予算で定めることとした。(第二条関係)

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、又は最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することとした。(第三条関係)

4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第四条関係)

5 知事は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は歳入に繰り入れて運用することができることとした。(第五条関係)

6 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとする。知事は、基金に属する現金を預け入れ、又は信託している金融機関等に保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と預金等に係る債権を相殺するために基金を処分することができることとした。(第六条関係)

7 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例は、平成二四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県産業廃棄物対策基金条例(秋田県条例第六号)

1 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処

理の促進に関する施策に要する資金に充てるため、秋田県産業廃棄物対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる金額は、秋田県産業廃棄物税条例(平成一四年秋田県条例第七三号)の規定に基づき県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用の額を控除して得た額とすることとした。(第二条関係)

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、又は最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することとした。(第三条関係)

4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第四条関係)

5 知事は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は歳入に繰り入れて運用することができることとした。(第五条関係)

6 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとする。知事は、基金に属する現金を預け入れ、又は信託している金融機関等に保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と預金等に係る債権を相殺するために基金を処分することができることとした。(第六条関係)

7 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金条例(秋田県条例第七号)

1 ふるさと秋田の雇用の再生を図るため、地域における継続的な雇用の機会を創出する臨時の事業に充てる資金として、秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる金額は、予算で定めることとした。(第二条関係)

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、又は最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することとした。(第三条関係)

4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第四条関係)

5 知事は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は歳入に繰り入れて運用することができることとした。(第五条関係)

6 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとする。知事は、基金に属する現金を預け入れ、又は信託している金融機関等に保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と預金等に係る債権を相殺するために基金を処分することができることとした。(第六条関係)

7 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例は、平成二四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例(秋田県条例第八号)

1 雇用の機会を緊急に創出する臨時の事業に充てる資金として、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる金額は、予算で定めることとした。(第二条関係)

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、又は最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することとした。(第三条関係)

4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第四条関係)

5 知事は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は歳入に繰り入れて運用することができることとした。(第五条関係)

6 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとする。知事は、基金に属する現金を預け入れ、又は信託している金融機関等に保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と預金等に係る債権を相殺するために基金を処分することができることとした。(第六条関係)

7 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例は、平成二四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県保育所整備等臨時対策基金条例（秋田県条例第九号）

- 1 県及び市町村が行う保育所の整備、保育に関する研修等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県保育所整備等臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第一条関係）
- 2 基金として積み立てる金額は、予算で定めることとした。（第二条関係）
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、又は最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することとした。（第三条関係）
- 4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第四条関係）
- 5 知事は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は歳入に繰り入れて運用することができることとした。（第五条関係）
- 6 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができることとするともに、知事は、基金に属する現金を預け入れ、又は信託している金融機関等に保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と預金等に係る債権を相殺するために基金を処分することができることとした。（第六条関係）
- 7 施行期日等
 - (一) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (二) この条例は、平成二三年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県地域活性化対策基金条例
- 二 秋田県障害者自立支援臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 三 秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例
- 四 地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例
- 五 秋田県消費生活相談臨時対策基金条例
- 六 秋田県産業廃棄物対策基金条例
- 七 秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金条例
- 八 秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例
- 九 秋田県保育所整備等臨時対策基金条例

平成二十一年三月三日

秋田県条例第一号

秋田県地域活性化対策基金条例

(設置)

第一条 県内各地域の活性化に資する事業に充てる資金として、秋田県地域活性化対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

秋田県知事 寺 田 典 城

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第二号

秋田県障害者自立支援臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県障害者自立支援臨時対策基金条例(平成十九年秋田県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県障害者自立支援等臨時対策基金条例

第一条中「施行」の下に「並びに福祉及び介護に係る人材の確保等」を加え、「秋田県障害者自立支援臨時対策基金」を「秋田県障害者自立支援等臨時対策基金」に改める。

附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第三号

秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例

(設置)

第一条 市町村が行う妊婦健康診査に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県妊婦健康診査臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。
(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第四号

地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例

(職員の引継ぎ)

第一条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十九条第二項の条例で定める県の内部組織は、秋田県立脳血管研究センター(事務部を除く。)及び秋田県立リハビリテーション・精神医療センター(事務部を除く。)とする。

(秋田県病院事業使用料等徴収条例及び秋田県病院事業の設置等に関する条例の廃止)

第二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 秋田県病院事業使用料等徴収条例(昭和二十九年秋田県条例第四十二号)

二 秋田県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第四十八号)

(秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第三条 秋田県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号(二)及び(六)中「県」の下に「又は地方独立行政法人秋田県立病院機構」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係る第二条第二号の規定による廃止前の秋田県病院事業の設置等に関する条例第七条の規定による決算の処理及び同条例第八条の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。

(秋田県職員定数条例の一部改正)

3 秋田県職員定数条例(昭和二十四年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号(一)中「から(四)まで」を削り、同号中(二)及び(三)を削り、(四)を(一)とし、同条中「五、〇六五人」を「四、五五三人」に改める。
(秋田県職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 秋田県職員定数条例の一部を改正する条例(昭和四十三年条例第五号)の一部を次のように改正する。
附則第三項を削る。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

5 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

6 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げる。

第八条第一項を次のように改める。

夜間看護等手当は、太平療育園の病棟に勤務する看護師若しくは准看護師又は人事委員会規則で定めるこれらに準ずる職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。)において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

第十条及び第十一条を削り、第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

第十四条第一項第一号中「第十二条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第十五条から第三十条までを二条ずつ繰り上げる。

秋田県条例第五号

秋田県消費生活相談臨時対策基金条例

(設置)

第一条 県及び市町村が行う消費生活相談等の事務に関する臨時の事業に要する資金に充てるため、秋田県消費生活相談臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第六号

秋田県産業廃棄物対策基金条例

(設置)

第一条 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する資金に充てるため、秋田県産業廃棄物対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号)の規定に基づき県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用の額を控除して得た額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十年度に基金に積み立てる金額は、第二条の規定にかかわらず、同年度に県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から同年度に産業廃棄物税の賦課徴収に要した費用の額と同年度に当該税額に相当する額のうち第一条に規定する施策に要する資金に充てた額とを合算した

額を控除して得た額とする。

秋田県条例第七号

秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金条例

(設置)

第一条 ふるさと秋田の雇用の再生を図るため、地域における継続的な雇用の機会を創出する臨時の事業に充てる資金として、秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第八号

秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例

(設置)

第一条 雇用の機会を緊急に創出する臨時の事業に充てる資金として、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託

している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九條第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七條 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第九号

秋田県保育所整備等臨時対策基金条例

（設置）

第一條 県及び市町村が行う保育所の整備、保育に関する研修等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県保育所整備等臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二條 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

（管理）

第三條 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

（運用益金の処理）

第四條 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第五條 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一號

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0182)八七六六 F A X(0182)〇〇〇五
E-mail:matsubarara@matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県地域活性化対策基金条例
- 二 秋田県障害者自立支援臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 三 秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例
- 四 地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例
- 五 秋田県消費生活相談臨時対策基金条例
- 六 秋田県産業廃棄物対策基金条例
- 七 秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金条例
- 八 秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例
- 九 秋田県保育所整備等臨時対策基金条例

平成二十一年三月三日

秋田県条例第一号

秋田県地域活性化対策基金条例

(設置)

第一条 県内各地域の活性化に資する事業に充てる資金として、秋田県地域活性化対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

秋田県知事 寺 田 典 城

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第二号

秋田県障害者自立支援臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県障害者自立支援臨時対策基金条例(平成十九年秋田県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県障害者自立支援等臨時対策基金条例

第一条中「施行」の下に「並びに福祉及び介護に係る人材の確保等」を加え、「秋田県障害者自立支援臨時対策基金」を「秋田県障害者自立支援等臨時対策基金」に改める。

附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第三号

秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例

(設置)

第一条 市町村が行う妊婦健康診査に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県妊婦健康診査臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。
(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第四号

地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例

(職員の引継ぎ)

第一条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十九条第二項の条例で定める県の内部組織は、秋田県立脳血管研究センター(事務部を除く。)及び秋田県立リハビリテーション・精神医療センター(事務部を除く。)とする。

(秋田県病院事業使用料等徴収条例及び秋田県病院事業の設置等に関する条例の廃止)

第二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 秋田県病院事業使用料等徴収条例(昭和二十九年秋田県条例第四十二号)

二 秋田県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第四十八号)

(秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第三条 秋田県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号(二)及び(六)中「県」の下に「又は地方独立行政法人秋田県立病院機構」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係る第二条第二号の規定による廃止前の秋田県病院事業の設置等に関する条例第七条の規定による決算の処理及び同条例第八条の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。

(秋田県職員定数条例の一部改正)

- 3 秋田県職員定数条例(昭和二十四年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号(一)中「から(四)まで」を削り、同号中(二)及び(三)を削り、(四)を(一)とし、同条中「五、〇六五人」を「四、五五三人」に改める。
(秋田県職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 秋田県職員定数条例の一部を改正する条例(昭和四十三年条例第五号)の一部を次のように改正する。
附則第三項を削る。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

5 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

6 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げる。
第八条第一項を次のように改める。

夜間看護等手当は、太平療育園の病棟に勤務する看護師若しくは准看護師又は人事委員会規則で定めるこれらに準ずる職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。)において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

第十条及び第十一条を削り、第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

第十四条第一項第一号中「第十二条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第十五条から第三十条までを二条ずつ繰り上げる。

秋田県条例第五号

秋田県消費生活相談臨時対策基金条例

(設置)

第一条 県及び市町村が行う消費生活相談等の事務に関する臨時の事業に要する資金に充てるため、秋田県消費生活相談臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第六号

秋田県産業廃棄物対策基金条例

(設置)

第一条 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する資金に充てるため、秋田県産業廃棄物対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号)の規定に基づき県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用の額を控除して得た額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十年度に基金に積み立てる金額は、第二条の規定にかかわらず、同年度に県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から同年度に産業廃棄物税の賦課徴収に要した費用の額と同年度に当該税額に相当する額のうち第一条に規定する施策に要する資金に充てた額とを合算した

額を控除して得た額とする。

秋田県条例第七号

秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金条例

(設置)

第一条 ふるさと秋田の雇用の再生を図るため、地域における継続的な雇用の機会を創出する臨時の事業に充てる資金として、秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第八号

秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例

(設置)

第一条 雇用の機会を緊急に創出する臨時の事業に充てる資金として、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託

している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九條第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七條 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第九号

秋田県保育所整備等臨時対策基金条例

（設置）

第一條 県及び市町村が行う保育所の整備、保育に関する研修等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県保育所整備等臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二條 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

（管理）

第三條 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

（運用益金の処理）

第四條 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第五條 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一號

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0187)八七六六 FAX(0187)〇〇〇五
E-mail:matsubarara@matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄